

## 4 私的整理ガイドラインについて

### ■個人債務者の私的整理に関するガイドラインとは？

東日本大震災の影響により、震災前のお借り入れのご返済が困難となった方（個人）は、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を利用することにより、一定の要件の下、債務の免除を受けられます。

自己破産などの法的手続きを取った場合は一定の資格制限や個人情報登録などが行われますが、本ガイドラインを利用して債務整理を行えばこのような不利益を回避できます。

### ■ガイドラインを利用するメリットは？

#### メリット その1

破産手続き（法的整理）とは異なり個人情報登録など不利益を回避できます。

#### メリット その2

国の補助により弁護士費用はかかりません。  
※運営委員会に登録された弁護士の費用に限ります。

#### メリット その3

手元に残せる現預金の上限が500万円を目安に拡張されます。  
※被災状況、生活状況などの個別事情により減額があり得ます。

### ■問い合わせ・ご相談

- 個人版私的整理ガイドライン運営委員会コールセンター  
電話：0120-380-883
  - 個人版私的整理ガイドライン運営委員会宮城支部  
電話：022-212-3025
- 法テラス南三陸でも弁護士による無料法律相談を行っています！  
法テラス南三陸 電話：050-3383-0210

### お問い合わせ先

南三陸町 復興事業推進課 電話：0226-46-1379 FAX：0226-46-5348  
住所：〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 56-2  
HP：<http://www.town.minamisannriku.miyagi.jp/>  
歌津総合支所 電話：0226-36-2111

## <第11号>

平成25年1月  
編集・発行  
南三陸町  
復興事業推進課  
電話：0226-46-1379

# 住宅高台移転まちづくりニュース

## 1 志津川市街地における住宅高台移転先（西・中央・東地区）への参加意向確認について

町では、志津川市街地における高台住宅団地への移転戸数を把握し、造成する全体の面積を確定させるために、志津川市街地への移転を希望される皆さまの参加意向確認の調査を実施する予定です。

防災集団移転促進事業を利用して、志津川市街地における高台住宅団地への移転をお考えの方は、参加意向確認書※を2月22日（金）までに復興事業推進課へ必ずご提出ください。

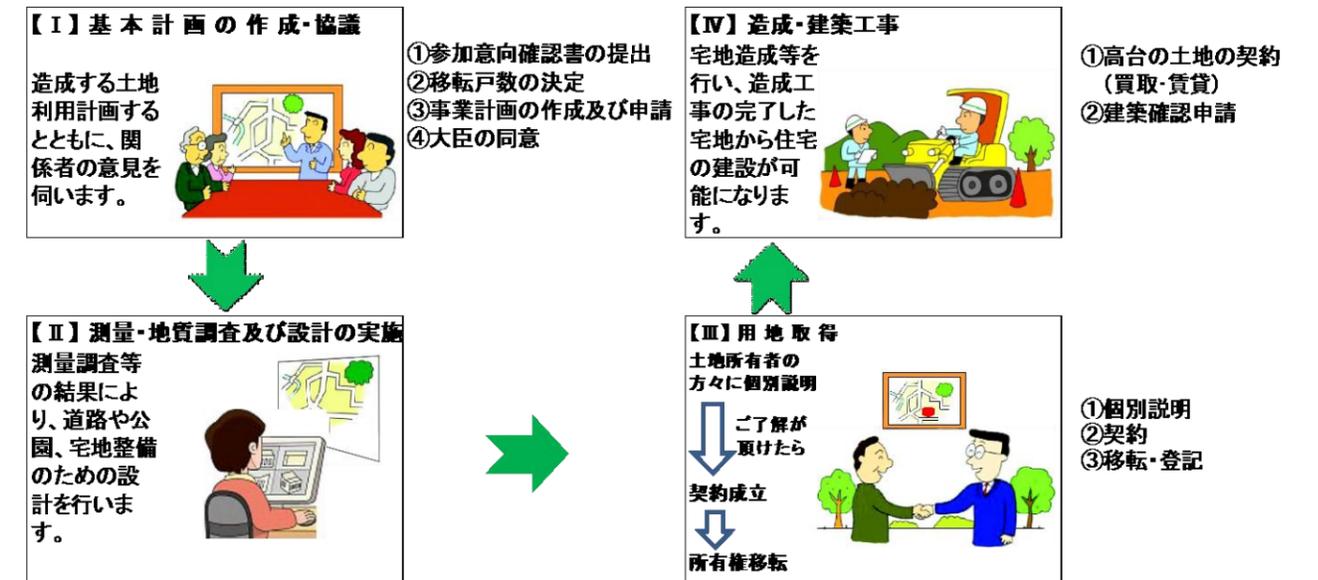
※ 参加意向確認書は、志津川市街地にお住まいだった皆さまを対象に送付いたします。（1月下旬発送予定）

（担当：都市計画事業班）

## 2 高台移転先の造成工事までの流れについて

皆様からの参加意向確認を踏まえ、宅地整備のための設計を行います。並行して、測量や用地交渉・取得を行い造成・建築工事へと進みます。

高台移転先の概略の流れは以下の通りです。現在は、概ね「Ⅱ測量・地質調査及び設計の実施」の段階となっています。



（担当：防災集団移転事業班）

### 3 住宅建築等に関する制度

個別に移転する方を対象に、住宅建築等に関する各種支援制度の概要を紹介します。  
 なお、制度ごとに交付条件等が異なりますので、詳しくは役場の担当課までお問い合わせください。

各種制度を利用される前に  
 担当課へご相談ください。



支援制度名	(町独自支援) 南三陸町危険住宅移転 支援事業補助金	(国) 南三陸町災害危険区域内 危険住宅移転事業補助金	水道給水装置設置費補助金	下水道等受益者浄化槽設置 工事費補助金	高台移転等低炭素社会対応型 浄化槽等集中導入事業費補助金	住宅用太陽光発電システム の設置補助金	被災者生活再建支援金 (加算支援金)
交付対象者	自宅が災害危険区域に指定される前に、各種契約・工事着工・引っ越しなどを行った方で、かつ町内において再建された方	町が整備する高台への集団移転ではなく、自分で用意した土地に個別に移転される方  ※申請及び交付決定より先に、各種契約・工事着工・引っ越しを行うと事業の対象外となりますのでご注意ください	東日本大震災により、居住していた町内の住宅が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内(災害危険区域を除く)に居住するため、住宅を建築する方	東日本大震災により、居住していた次の①～③の区域の住宅が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内(災害危険区域を除く)に居住するため、住宅を建築する方 ①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域 ②志津川地区公共下水道認可区域 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域 ※いずれも下水道等の受益者負担金または受益者分担金を完納していることが条件	東日本大震災により、居住していた町内の住宅等(住宅、店舗、倉庫及び工場等)が全壊または半壊の被害を受けた方で、新たに町内(災害危険区域を除く)に住宅等を建築または改築し、あわせて低炭素社会対応型浄化槽(ブロワの消費電力が従来型より少ない省エネ型浄化槽)等を設置する方 *伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域、袖浜地区漁業集落排水処理区域に建築する方は対象外となります	地球温暖化対策と環境の保全を推進するため、「太陽光発電システム」を設置する方で、以下の条件をすべて満たす方 ・住宅に太陽光発電システムを設置し、電力会社と売電ができる契約を結ぶ個人 ・すべての町税等に未納がないこと	南三陸町内に居住の世帯で、震災により 1. 住宅が全壊した世帯 2. 住宅が大規模半壊した世帯 3. 住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯 4. 敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
対象経費	移転先の住宅再建費用を金融機関等から借入した際に発生する <b>利子相当額及び除却費等</b> への助成		①止水栓までの給水装置(水道メーターを除く。)設置に係る経費 ②水道水の安定供給を図るため設置するポンプ及び受入水槽等の設置経費	新たに設置する浄化槽設置工事費	新たに設置する低炭素社会対応型浄化槽設置工事費	新たに設置する住宅用太陽光発電システムの設置費用の一部	【単数世帯】 *震災時に一人暮らしの世帯 ・住宅建築・購入 150万円 ・住宅の補修 75万円 ・アパート等の賃貸 37.5万円 【複数世帯】 *震災時に2人以上の世帯 ・住宅建築・購入 200万円 ・自宅の補修 100万円 ・アパート等の賃貸 50万円  賃貸の場合の注意事項 ①公営住宅や仮設住宅への入居は対象外です ②民間の賃貸住宅等のみなし仮設住宅は対象外です。ただし、契約終了時に、賃貸の申請は可能です
補助金額	【借入金に対する利子相当額】 住宅建設 444万円まで 土地購入 206万円まで 住宅用地造成 58万円まで  【引っ越し費用、除却等費として要した費用の額】 除却等費 78万円まで		・補助対象経費の2分の1の額以内で、対象となる住宅1件につき100万円を限度 ・複数の方が共同で設置される場合は、費用の合計額を補助対象経費とし、対象となる住宅1件につき100万円を限度 【例】50万円の場合(50万円×2分の1) 補助金額25万円	①伊里前地区特定環境保全公共下水道認可区域に住んでいた方 …20万円 ②志津川地区公共下水道認可区域に住んでいた方 …20万円 ③波伝谷地区漁業集落排水処理区域に住んでいた方 …15万円	人槽区分 補助金額 5人槽 332,000円 6～7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 11～20人槽 939,000円 21～30人槽 1,472,000円 31～50人槽 2,037,000円 51人槽～ 2,326,000円	1キロワットあたり3万円 上限12万円	
対象となる期間	平成23年3月11日から災害危険区域指定日前まで	災害危険区域指定後から平成28年3月31日まで ※平成28年3月31日までに移転事業を完了すること	平成23年3月11日から平成33年3月31日まで ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります	平成23年3月11日から平成33年3月31日まで ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります	平成24年4月1日から平成28年3月31日まで ※期間内であれば既に完了した工事も対象となります	申請期限 平成25年2月28日まで ※補助金は予算の範囲内で交付されますので検討されている方は早めに申請願います	平成30年4月10日まで
問い合わせ	復興事業推進課 防災集団移転促進事業班 電話：46-1379		上下水道事業所 電話：46-5600		環境対策課 電話：46-5528		被災者支援係 (被災者生活支援センター内) 電話：29-6451

